

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒星会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (6) 交通費は当法人の職員の給与規程に準ずる。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 前項に規定されている報酬は1回あたり5,000円の定額とする。

3 前項の規定にかかわらず、役員等から報酬等を受け取らない旨の申し出があった場合には、無報酬とすることができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、理事として勤務する理事会にのみ報酬が発生するものとする。高崎市の非常勤職員の日給が8,200円であることを基準とし、第3条第2項に定める額とする。常勤の職員としての職務に関しては、給与規程において定める。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は第3条第2項に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとし、処理を行う。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成29年4月1日より施行する。